

9 交通遺児等激励金

制度内容	<p>交通遺児（※）を扶養している方に対して激励金を支給します。</p> <p>※小学校、又は特別支援学校の小学部に、当該年において新入学を予定している者、及び小学校、中学校又は特別支援学校の小学部、若しくは中学部に在学する者で、次のいずれかに該当する者。</p> <p>(1) 父母（養子縁組をした場合にあっては、養父母）又はそのいずれかが交通事故により死亡した者〔父母のいずれかが交通事故により死亡した後において、そのいずれかが再婚（婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）した者を除く。〕</p> <p>(2) 父母が死亡した後、三親等内の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に扶養されていた者で、当該親族が交通事故により死亡した者。</p>
対象者	<p>次のいずれかに該当する交通遺児を扶養している方</p> <p>(1) 毎年5月5日現在において、市内に住所を有する交通遺児</p> <p>(2) 毎年3月1日現在において、市内に住所を有する交通遺児のうち当該年の4月に小学校、若しくは特別支援学校の小学部、又は中学校、若しくは特別支援学校の中学部の第1学年に新入学を予定している交通遺児</p> <p>(3) 毎年3月1日現在において、市内に住所を有する交通遺児のうち当該年の3月に中学校、又は特別支援学校の中学部を卒業する見込みの交通遺児</p>
必要なもの	お問い合わせください。
お問い合わせ先	生活課 安全安心・避難者支援係（本庁1階） ☎525-3787

10 福島県市民交通災害共済

制度内容

共済に加入した会員（※）が、共済期間中に交通事故でけがをされた場合に、入通院4日以上から日数に応じて見舞金を支給します。

※福島県内の市の住民基本台帳に記載されている方

対象者

共済に加入した会員

必要なもの

交通事故証明書

診断書

会員証

印鑑

口座情報

※上記以外にも必要な書類がありますので、お問い合わせください。

お問い合わせ先

生活課 安全安心・避難者支援係（本庁1階） ☎525-3787